2. 北朝鮮が、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射、核実験又はその他のいかなる挑発もこれ以上実施せず、弾道ミサイル計画に関連する全ての活動を直ちに停止し、またこの文脈において、全てのミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再確認し、全ての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で直ちに放棄し、全ての関連する活動を直ちに停止するとともに、その他のいかなる既存の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄するとの決定を再確認する。

3. 決議第千七百十八号（二千六年）8（d）の規定に定める措置は、この決議の附属書Ⅰ及びⅡに記載される個人及び団体、それらの代理として又はそれらの指示により行動するいかなる個人又は団体並びにそれらにより所有され又は管理される団体（不正な手段を通じたものを含む。）にも適用されることを決定するとともに、さらに、決議第千七百十八号（二千六年）8（e）の規定に定める措置は、この決議の附属書Ⅰに記載される個人及びそれらの代理として又はそれらの指示により行動する個人にも適用されることを決定する。

4. 追加的な大量破壊兵器に関連する汎用品、資材、機材、物品及び技術の指定を通じ、決議第千七百十八号（二千六年）8の規定により課された措置を調整することを決定し、委員会に対し、このためにその任務を遂行し、この決議の採択から十五日以内に安全保障理事会に報告するよう指示し、さらに、委員会がその報告の受領から7日以内に措置の調整のための行動を完了することを決定するとともに、委員会に対し、このリストを十二か月毎に定期的に更新するよう指示する。

5. 追加的な通常兵器に関連する品目、資材、機材、物品及び技術の指定を通じ、決議第千七百十八号（二千六年）8（a）、8（b）及び8（c）の規定により課された措置を調整することを決定し、委員会に対し、このためにその任務を遂行するとともに、この決議の採択から十五日以内に安全保障理事会に報告するよう指示し、さらに、委員会が行動しなかった場合には、安全保障理事会がその報告の受領から七日以内に措置の調整のための行動を完了することを決定するとともに、委員会に対し、このリストを12か月毎に定期的に更新するよう指示する。

6. 決議第二千三百七十一号（二千十七年）6の規定により課された措置を、北朝鮮から禁止された品目を輸送している船舶に適用することを決定し、委員会に対し、これらの船舶を指定し、この決議の採択から十五日以内に安全保障理事会に報告するよう指示し、さらに、委員会が行動しなかった場合には、安全保障理事会がその報告の受領から七日以内に措置の調整のための行動を完了することを決定するとともに、委員会に対し、追加の違反が通知された時に、このリストを定期的に更新するよう指示する。

7. 全ての加盟国に対し、当該船舶の貨物が決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）、第二千三百二十一号（二千十六年）、第二千三百五十六号（二千十七年）、第二千三百七十一号（二千十七年）又はこの決議により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を含むと信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、これらの規定の厳格な履行を確保する目的で、旗国の同意を得て公海上で船舶を検査することを要請する。

8. 全ての国に対し、上記7の規定に基づく検査に協力することを要請し、また、旗国が公海上の検査に同意しない場合には、当該旗国は、船舶が決議第二千二百七十号（二千十六年）18の規定に基づく現地の当局による必要な検査のために適当かつ都合のよい港に航行するよう指示することを決定するとともに、さらに、旗国が公海上の検査に同意せず、必要な検査のために適当かつ都合のよい港に航行するよう指示もしない場合、又は当該船舶が、公海上の検査を許可するように又はそのような港に航行するようにとの旗国の指示に従うことを拒否する場合には、委員会は当該船舶を決議第千七百十八号（二千六年）8（d）及び決議第二千三百二十一号（二千十六年）12の規定により課される措置のために指定することを検討し、当該旗国は、委員会によりそのように指定された場合には、直ちに当該船舶の登録を解除することを決定する。

9. いかなる加盟国も、上記8の規定に基づく船舶の旗国の協力が得られない場合は、当該事案、当該船舶及び当該旗国に係る関連する詳細が含まれる報告を委員会に対して速やかに提出することを要求するとともに、委員会に対し、これらの関与した船舶及び旗国に関する情報を定期的に公表することを要請する。

10. 7の規定は、軍艦並びに政府の用に供されていること及びそのための権限を与えられていることが明確に表示されかつ識別可能なその他の船舶又は航空機によって行われる検査のみを想定していることを確認するとともに、それは国際法に基づく主権免除を享受する船舶への検査には適用されないことを強調する。

11. 全ての加盟国が、自国民、自国の管轄権に服する者、自国の領域内で設立された又は自国の管轄権に服する団体、及び自国の旗を掲げる船舶が、北朝鮮籍船舶に対して又は北朝鮮籍船舶からの、北朝鮮に対して又は北朝鮮から供給、販売又は移転されるいかなる物品又は品目の、船舶間の移転を容易にする又は関与することを禁止することを決定する。

12. 7、8及び9の規定は北朝鮮における事態に関してのみ適用され、その他のいかなる事態に関しても、千九百八十二年十二月十日の国連海洋法条約に基づくいかなる権利又は義務を含め、国際法に基づく加盟国の権利、義務又は責任に影響を及ぼすものではないことを確認するとともに、この決議は、国際慣習法を確立するとはみなさないことを特に強調する。

13. 全ての加盟国が、自国の領域を通じて若しくは自国の国民による、又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機を用いて北朝鮮への全てのコンデンセート及び天然ガス液（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない）の直接又は間接の供給、販売又は移転を禁止することを決定するとともに、北朝鮮がこれらの物資を調達しないことを決定する。

14. 全ての加盟国が、自国の領域を通じて若しくは自国の国民による、又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機を用いて北朝鮮への全ての石油精製品（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない）の直接又は間接の供給、販売又は移転を禁止することを決定するとともに、北朝鮮がこれらの物資を調達しないことを決定し、この規定は、(a) 当該加盟国が三十日毎に、北朝鮮への石油精製品のそのような供給、販売又は移転の量を、全ての取引関係者の情報と併せ、委員会に通報し、(b) 当該石油精製品の供給、販売又は移転に、北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）、第二千三百二十一号（二千十六年）、第二千三百五十六号（二千十七年）、第二千三百七十一号（二千十七年）若しくはこの決議により禁止されているその他の活動に関連している個人又は団体（指定された個人若しくは団体、又はそれらの代理として若しくはそれらの指示により行動する個人若しくは団体、又はそれらにより直接的若しくは間接的に所有され若しくは管理される団体、又は制裁回避を支援する個人若しくは団体を含む。）が関与しておらず、かつ（c）当該石油精製品の供給、販売又は移転が専ら北朝鮮国民の生計目的のためであり、また、北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）、第二千三百二十一号（二千十六年）、第二千三百五十六号（二千十七年）若しくはこの決議により禁止されているその他の活動のための収入を生み出すことに無関係である場合、二千十七年十月一日から二千十七年十二月三十一日までの当初3か月間五十万バレルまで、並びに二千十八年1月1日から12か月間及びその後毎年、年間二百万バレルまでの石油精製品（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない）の、自国の領域を通じて若しくは自国の国民による、又は自国の旗を掲げる船